

静岡県人事委員会は、職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年8月8日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則7-1175

職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7-15）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（技能習得手当に相当する退職手当等の支給 手続）</p> <p>第14条 （略）</p>	<p>（技能習得手当に相当する退職手当等の支給 手続）</p> <p>第14条 （略）</p> <p><u>（条例第10条第10項第2号に規定する人事委 員会規則で定める者）</u></p> <p>第14条の2 <u>条例第10条第10項第2号アに規定 する人事委員会規則で定める者のうち次の各 号に掲げる者は、当該各号に定める者とす る。</u></p> <p>(1) <u>雇用保険法第24条の2第1項第1号に掲 げる者に相当する者 退職職員（退職した 条例第2条第1項に規定する職員（同条第 2項の規定により職員とみなされる者を含 む。）をいう。以下この項において同じ。）で あつて、同法第24条の2第1項第1号に掲 げる者に該当するもの</u></p> <p>(2) <u>雇用保険法第24条の2第1項第2号に掲 げる者に相当する者 退職職員であつて、 その者を同法第4条第1項に規定する被保 険者と、その者が退職の際勤務していた県 の事務を同法第5条第1項に規定する適用 事業とみなしたならば同法第24条の2第1 項第2号に掲げる者に該当するもの</u></p> <p>(3) <u>雇用保険法第24条の2第1項第3号に掲 げる者に該当する者 退職職員であつて、 その者を同法第4条第1項に規定する被保 険者と、その者が退職の際勤務していた県 の事務を同法第5条第1項に規定する適用 事業とみなしたならば同法第24条の2第1</u></p>

(傷病手当に相当する退職手当の支給手続) 第15条 (略)	<u>項第3号に掲げる者に該当するもの</u> <u>2 条例第10条第10項第2号イに規定する人事</u> <u>委員会規則で定める者は、前項第2号に定め</u> <u>る者とする。</u> (傷病手当に相当する退職手当の支給手続) 第15条 (略)
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第4号中

「

技能 習得 手当	受講手当	日額	円	月	日支給 開始
	特定職種 受講手当	月額	円	月	日支給 開始
	通所手当	月額	円	月	日支給 開始

」を

「

技能 習得 手当	受講手当	日額	円	月	日支給 開始
	通所手当	月額	円	月	日支給 開始

」に改める。

様式第11号中

「

通所日数		特定職種受講日数		寄宿日数	
------	--	----------	--	------	--

」を

「

通所日数		寄宿日数	
------	--	------	--

」に改める。

様式第13号の2(表)6の欄中「に、安定所」の次に「、地方公共団体」を加え、同様式(裏)注意事項1中「就業手当等」を「就業手当に相当する退職手当等」に、「就業手当の」を「就業手当に相当する退職手当の」に改め、同様式(裏)注意事項8中「なお、」の次に「「地方公共団体」とは、職業安定法の規定

--	--	--	--

」に改める。

様式第16号中

「

船 賃		車 賃	
距離	運賃	距離	支給額
キロメートル	円	キロメートル	円

」を

「

船 賃		航 空 賃		車 賃	
距離	運賃	距離	運賃	距離	支給額
キロメートル	円	キロメートル	円	キロメートル	円

」に改める。

様式第16号の2（表）中「求職活動支援費（短期訓練受講費）の」を「求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当の」に改め、同様式（裏）注意事項1中「短期訓練受講費」を「求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当」に改める。

様式第16号の3（表）中「求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）の」を「求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当の」に改め、同様式（裏）注意事項1中「求職活動関係役務利用費）」を「求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当）」に、「求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）支給申請書」を「求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書」に、「求職活動関係役務利用費の」を「求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相

当する退職手当の」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第14条の2の改正規定は、平成29年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前の職員の退職手当に関する規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の職員の退職手当に関する規則の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際旧様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。